

保 発 0 7 0 4 第 7 号
令 和 6 年 7 月 4 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱い
について」の一部改正について（通知）

一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについては、昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号保険局長通知（以下「局長通知」という。）によりその取扱いを示しているところであるが、今般、市町村等の医療保険部局と生活保護部局とが適切に連携し、急患等として医療機関を受診した国民健康保険の被保険者に係る一部負担金について、必要に応じて徴収猶予を活用いただくこととするを踏まえ、局長通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、その旨了知の上、貴都道府県内保険者へ周知徹底を図られたい。